

第4回南陽市上下水道審議会議事録

日時：令和5年7月11日（火）15：00～15：45

場所：南陽市水道庁舎2階研修室

出席：菅野直彦委員（会長）、丸森周平委員（副会長）、松田卓也委員、島津善衛門委員、黒沼仁委員

欠席：竹田耕平委員、山田久代委員

事務局：佐藤上下水道課長、島貫課長補佐、木村お客さま係長、菅野経営係長、深瀬主任、大宮主任

1. 開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今より「南陽市上下水道審議会（第4回）」を開会いたします。

はじめに6月7日に予定されました上下水道審議会につきまして、修正案の作成に時間を要し、本日に延期させていただきましたこと、ご了承いただきましてありがとうございます。

本日は、竹田委員と山田委員より、欠席のご連絡を受けておりますので、ご了承願います。

それではお手元の次第によりまして進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

（会長）

皆様、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

前回の審議会のときに、もう少し良い数字に修正といいますか、説明しやすいような数字に変更しないと、ちょっとうまくいかないのではないかという話をさせていただきましたが、大変ご苦労なされまして、今回の案が出されてまいりました。ものすごいシミュレーションをされたのだらうと思います。何回もシミュレーションしながら、頃合いの良い数字を見つけ出さないといけない、というところでございますので、ぜひ議論いただきながら、慎重審議で、良い方向に進めていきたいというふうに思いますのでよろしく願いまして、ご挨拶させていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

3. 議事

（1）水道料金改定原案修正案の説明

（議長）

では、水道料金改定原案修正案の説明ということで事務局のほうから御説明お願いいたします。

（事務局）

経営係長の菅野でございます。

委員の皆様のお手元に、スライドを印刷した資料を用意しておりますので、画面で見つらい箇所は資料にてご確認いただきますようお願いいたします。

さて、この写真は、昭和43年夏、少雨のため水源地からの取水量が不足し、市内全域で

断水が発生、自衛隊による給水支援を受けた際の模様です。断水期間は長期に及び、安定水源の必要性が再認識され、本市の水道事業計画を一新する契機となりました。

【スライド①】

委員の皆様には、前回、水道料金改定原案をお示しいたしまして、ご意見を頂戴いたしました。改定によって負担が増える方の負担軽減を求めるご意見が多数であったところです。

そこで、お時間をいただきまして、原案を修正する再検討を行いました。今回、修正案として皆様にご提示致しますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

改定原案からの修正点として、大きく2つ、ございます。

一つは、メーター口径 25mm から 100mm の基本料金設定を見直し、現行料金よりも負担が高くなる利用者の負担上昇率を原則 20%以下に抑制いたしました。この比較には、令和4年6月から11月まで6か月間の使用水量と料金を基に比較しております。

もう一つは、用途別料金において基本料金が最も低いために、メーター口径に応じた基本料に置き換える際に影響が顕著な“団体二種料金”が適用されている「地域集会施設」について、独立した基本料金を設定するものです。

【スライド②】

こちらの表をご覧ください。

修正する基本料金を、朱書きでお示ししております。金額は全て消費税別になりますので、ご了承願います。

表に記載している利用者の件数は、令和4年度調定件数に基づく用途別、口径別の給水調定件数になります。

口径 25mm を 1,970 円から 1,855 円、30mm を 2,710 円から 1,930 円、40mm を 4,540 円から 2,090 円、50mm を 6,470 円から 2,320 円、75mm を 11,990 円から 3,080 円、100mm を 13,850 円から 4,140 円にそれぞれ引き下げ、新たに、地域集会施設の基本料金として 1,090 円の設定単価を提案いたします。従量料金は原案と同額でございます。

修正した基本料金の考え方について、ご説明いたします。

当初、大口径のメーターを使用していることで負担が増える利用者には、メーター口径見直しの相談窓口を設け、個別に対応することを想定しておりましたが、メーター口径の変更には工事費用をご負担いただく必要があることや、宅内配管の状態によってはメーター口径の縮小が容易でない場合もありうることも考慮し、利用者の負担が最大限軽減できるよう、再検討いたしました。

また、地域集会施設については、近隣市町の料金実態も聞き取りした結果、大きな負担の変化が生じないように、メーター口径に関わらない、独立した基本料金を設けるものと致しました。

【スライド③】

続いて、現在の用途別料金から口径別料金の修正案に移行した場合の変化の影響を表にまとめましたのでご覧ください。

こちらは、現在、家庭用と共用栓の料金区分に該当する 11,636 件の影響です。なお料金の比較は、令和4年6月から11月までの6か月間の月ごとの使用水量を基に、従来の料金と口径別料金の修正案に基づく料金を算出し、月の平均額がどの程度変化するか、割合毎に該当件数を数え、その金額をまとめております。

まず、料金負担が増える方が約 39%、4,500 件になります。一方、減る方は約 61%、7,136

件になります。

負担の増す方のうち、最も変化が高いのは 19%台の影響となる、口径 40mm のメーターを用いる 2 件の方となり、月平均の影響額はそれぞれ 335 円と 347 円です。

続いて、15%台の増額となる方が 1 件、同じく口径 40mm のメーターを用いられており、この方の影響額は月平均で 382 円です。

同様に、増額割合の 5%から 10%台に、25mm から 30mm の口径のメーターを用いられている方が 22 件おられます。これらの方々は使用している水量が少ないため、メーター口径の単価の違いが負担の増額分として現れています。

増額割合が 1%から 4%台の 1,061 件の方は、使用水量の多い方が中心になります。従量料金の単価設定が、月 30 m³を超える場合に 1 m³あたり 228 円としておりますので、現在の用途別料金における超過料金が 1 m³あたり 220 円であることから、この増額分の割合が影響しています。

1%未満の増額割合となる層の中心は、口径 20mm のメーターを使用している 2,701 件の方々になります。月 30 m³未満の使用水量であった場合、口径 20mm の方は現在の用途別料金よりも負担が 5 円増す設定になっているため、口径 20mm の方の大半がこの層になります。

口径 13mm で使用水量が月 30 m³未満の方、口径 20mm で使用水量が月 8 m³未満の方は、現在よりも料金負担が下がることになります。

【スライド④】

こちらは、団体用一種の料金区分の方々になります。

359 件のうち、負担が増える方が約 31%で 112 件、負担が減る方が約 69%で 247 件になります。

影響が最も高いのは、19%台の増加となる、口径 75mm の方 1 件になります。

次いで、9%台に、口径 40mm の 2 件の方がおられます。この 3 件の方々は、口径に対し使用水量が少ないため、口径料金の違いが負担の増額として現れています。

この 3 件を除く 109 件の方は、使用水量が月 30 m³を超えている方が多数で、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。

一方、負担減となる 247 件の方々は、そのほとんどが団体用一種料金の基本料に含まれる月 15 m³の使用水量を平均して下回る利用者となっており、最も減額率の大きい方は、13 件の方が 49.2%の減となります。

【スライド⑤】

続いて、営業用一種の料金区分の方々です。

800 件のうち、負担が増える方が 41%で 328 件、負担が減る方が 59%で 472 件になります。この区分の中で影響が最も高いのは、10%台の増加となる、口径 40mm の方 1 件になります。この方に加えて、影響増 7~8%台のうち口径 75mm の方が、口径に対し使用水量が少ないため、口径料金の違いが負担の増額として現れています。

残る 326 件は、使用水量が月 30 m³を超える方が多数で、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。

一方、負担減となる 472 件の方々は、そのほとんどが営業用一種料金の基本料に含まれる月 15 m³の使用水量を平均して下回る利用者となっており、最も減額率の大きい方は、14 件の方が 49.2%の減となります。

【スライド⑥】

続いて、まずは上段の、営業用二種の料金区分の方です。

15 件のうち、負担増が 11 件、負担減が 4 件になります。

負担増となる方は、いずれも使用水量が多いことから、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。一方、負担減となる方は、いずれも営業用二種料金の基本料に含まれる月 150 m³の使用水量を平均して下回り、最も減額率の大きい方は 42.1%の減となります。

続いて、下段の工業用の区分です。

7 件のうち、負担増が 5 件、負担減が 2 件になります。

負担増となる方は、いずれも使用水量が多いことから、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。一方、負担減となる方は、いずれも工業用料金の基本料に含まれる月 200 m³の使用水量を平均して下回り、最も減額率の大きい方は 85.6%の減となります。

【スライド⑦】

続いて、まずは上段の、湯屋用になります。

こちらは公衆浴場の料金になるため、3 件とも本市への請求となります。いずれも使用水量が多いことから、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。

下段は、学校用の区分です。23 件のうち、負担増が 10 件、負担減が 13 件になります。負担増となる施設はいずれも使用水量が多いため、1 m³あたり 8 円分の負担が表れています。

負担減となる施設のうち、負担減の割合が 30%を越える 9 つの施設については、学校用料金の基本料に含まれる月 100 m³の使用水量を平均して下回り、最も減額率の大きい施設は 83.2%の減となります。

【スライド⑧】

最後に、団体用二種の区分になります。この中で、地域集会施設は朱書きにしています。地域集会施設については、専用の基本料金を設けることで、大部分が負担減となります。

一方、1%以上 50%台までの黒字で示す 43 件は、市の施設や県が設置したトイレ等の施設になります。これらは、それぞれの口径別料金を適用するものと致します。

【スライド⑨】

只今ご説明いたしました、団体用二種の料金を適用していた市の施設など 43 件を除いた 12,922 件の影響率を一覧にしますと、こちらの表のとおりとなります。

約 61.5%を占める 7,947 件の方が負担減となり、約 38%の 4,910 件の方が負担増になります。

負担増となる方のおおよその内訳として、大口径のメーターを使用しているものの使用水量が月平均 30 m³未満の方が、概ね 6%以上の影響となる階層に該当しています。

使用水量が月平均 40 m³程度を超える、水を使われている方は、主に 2%から 5%の階層に該当しています。

2%未満の階層には、月平均の使用水量が 30 m³以上の口径 13mm の方と、使用水量が 8 m³以上の口径 20mm の方が主に該当しています。

【スライド⑩】

今回お示しした修正案を適用した場合、前回の審議会においてご提案しました改定原案と比較し、年間 510 万円の減収を見込みます。

修正によって生じる、向こう 5 年間の料金収入と純利益、繰越利益剰余金の変化は、表に記載のとおりとなります。この見通し額は、令和 4 年度の調定実績と決算見込額を反映した、最新の値になります。

修正により、5 年間で 2,550 万円の減収が見込まれ、令和 10 年度には純損失が生じる可能性があります。これは、この年に予定される置賜広域水道の受水費の値上げに伴う費用

の増加に起因するもので、これを受けて、翌令和 11 年度に水道料金水準の改正を想定しているところですが、それまでの期間の経営には支障を来すことはない見通しとなります。

【スライド⑩】

修正案単価を、近隣や類似団体と比較した表がこちらです。前回の審議会においてご提示した資料と異なる点として、長井市では地域集会施設に独立した料金を設定していたことから、新たに集会施設の料金の欄を設けました。集会施設の欄に横線を入れている市町においては、独立した料金は設けられず、一般同様のメーター口径と使用した水量に基づいた料金となっております。

大まかな説明は以上となります。ご不明の点がございましたら、小さなことでも結構ですので、ご質問ください。

(2) 質疑応答

(議 長)

ご説明ありがとうございます。

駆け足でご説明いただき、中々、疑問点といたしますか、この資料を読み解くにまずお時間いただければと思います。まずは、ご不明な点等ございましたら、どうぞお願いしたいと思います。

私の方から今更なんですけど、ご質問というか、定義を示してもらえればと思います。団体用一種、団体用二種、営業用一種、営業用二種について教えていただけますか。

(事務局)

団体用一種は、会社あるいは官公庁などが該当します。

団体用二種は、先ほど申しあげました地域集会施設、県や市の施設となります。

(議 長)

先ほど、団体用一種で官公庁と言ったのは何ですか。

(事務局)

国の出先機関なども団体用一種に入りますが、団体用二種に該当していたのが、市の体育館ですとか、そういった施設の他、先ほど県の施設と申しあげた、国道 348 号線の小滝にありますトイレが団体用二種に該当しています。営業用一種については、飲食店、料理店あるいは、理容業、娯楽業、一般的な営業を行っている個人事業者などがこちらに該当いたします。営業用二種が、いわゆる内湯旅館で入湯税を徴収している旅館が該当します。

(議 長)

スライド⑨の影響分析全体について、月平均改定影響率で 10%台以上のところが 6 件残りますが、影響額で最大 10%未満の形にできれば本来はいいのだろうなと思います。10%上がるところが結構な件数があると考えなくてははいけません、6 件に限られるということで、では 19%の影響はいくらになるのかって話にはなりますが、19%台で影響額が 350 円と言われれば、話は変わりますが、できれば 9%あたりで抑えられればベストだったのかなという感じがしているのは私の考えです。どうしても数字のコントロールが何ともならないとなれば、考えなくてははいけないとは思いますが。

(事務局)

40mm で言えば 19%となる 2 件の方ですが、40mm を使用していて基本料金分しか使用していない方になります。すごく特殊な方で、元々、商売されていて、水栓がたくさんありますが、現在は住んでいる一部分だけ使用している状況です。口径を小さくすると言っても、それだけの水栓があると、水圧のことも考えれば改修は難しく、精一杯下げたところがやはり 2 割以内に抑えるところで設定しました。

(議 長)

40mm の方については、値段を下げるには口径を変えるしかない、丁寧な説明をしなくてはいけないと思います。

(委 員)

19%台とか 10%台という数字を見るとすごく大きく変動しそうに感じますが、そもそも、影響額については家庭用で月額 350 円くらい、団体用一種についても 19%台は月額 680 円の影響額となります。パーセンテージで見ると影響があると感じますが、500 円程度の影響額であれば仕方のないことかと思われま。それよりも、見直していただいたことによって、510 万の収入が減ることについては、大丈夫でしょうか。

(事務局)

スライド⑩に記載したとおり、繰越利益剰余金は、現在最新で 10 億を超えている状況です。ただ、これはあくまでも今後、施設の更新の原資として充てる予定のものになりますので、そこが 5 年間で 2,500 万減るということになりますから、当然我々としても、費用がかからないような対策というのは今後も重ねていきます。

今回は、まず一旦、改正に伴う利用者の影響の高い低いをギリギリまでならしたフラットな状態で、令和 11 年の料金改定というものに繋げていきたいというふうに考えております。今回の減収による影響は、こういう言い方では恐縮ですが、後ほどの値上げを予定する料金改定のところで調整させていただくことになるかと考えております。

(議 長)

どちらにせよ、令和 11 年には料金改定予定ですね。県の水の単価が値上げされますからね。

(委 員)

私達がこの審議会に入っていることで、他の市民の方々、それからその業界の代表の方々から、今回の変更によってどう変わるのですかと、おおざっぱな聞かれ方をすると思われま。私たちも細かい説明ができません。理解してもらうことが大変なので、大雑把に言うのであれば、スライド⑪で、一番下の 13mm、20mm の月額基本ですよね、これを見ていただければ他市町村の料金がそれぞれありますが、比較してそこまで高いわけではないと説明できます。この考え方でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(議 長)

結局、細かいところばかり見ていると、大元の趣旨というのがなんだろうといった傾向になり、シミュレーション始めると大体がそうなのですが、細かいところにばかり目がいて、大元がわからなくなってくる。こういう趣旨だから、色々検討したらこうなりましたという三段論法といいますか、やはり一応きちんと整理した方がいいのかなと思います。趣旨がはっきりしないとわからないと思いますので、趣旨がこうなので、こういう結果となりました、と。

(委 員)

先ほどパーセントの話ですが、一番影響が大きいのは現実的には金額だと思います。

2、3万上がるということに関しては、上下水道課のほうで、当然丁寧な説明をしていただきたいなと思います。件数はそんなに多いわけじゃないので、そこだけパーセントで見えてしまいますが、実際に負担が大きくなることを絞り込んで丁寧な説明をしていただくよう努力をお願いしたいです。全て拾っても20件くらいではないですか。

(事務局)

そうですね。

(委 員)

そこだけはしっかりお願いしたいです。あと、工業用で月額58,000円増は大きいように思います。

(議 長)

月平均改定影響率は3%台ですが。

(事務局)

使用量によっては、金額が大きくなります。

(委 員)

年額にすれば負担は大きいし、電気料金も上がっているわけで、今の流れからすれば、水道も値上げかと、必ず話にはなると思います。きちんとした料金改定の元となる口径変更ということをしっかり理解してもらうことが大切かと思えます。

(議 長)

最終的にはスライド⑩の表があり、置賜の他市町村と同じような料金体系に将来的にしないといけないという話から始めました。結果的にこのような影響額になりましたけども、金額の大きいところには、何十件もあるわけじゃないので、しっかり説明していただきたいと思います。

他にご意見ご質問ある方がいらっしゃいますか。

(委 員)

数字の確認ですが、スライド⑩の繰越利益剰余金の推移になりますが、毎年利益がでて

いますが、繰越利益剰余金が減っているのは、減債積立金に積み立てしているのでしょうか。

(事務局)

積み立てというよりも、更新費用を取り崩していくということになります。繰越利益剰余金から減債積立金を積み立てておりますが、徐々に切り崩していくということになります。

(委員)

今の話を前提として、当初原案でも2億7,000万円ほど減っている状況の中で、先ほど更新費用の話もありましたので、修正案でも2,500万が減少していくが、大きな変更ではないかもしれませんが、この傾向はずっと続くのであれば、更新費用を賄えないと思いますので、先ほど、お話にもありましたが、恐らく今後、県の単価が引き上げられ、料金改定が行われると理解しておりましたので、あくまで今回の説明は、目的別から経口に変えることが手段であり、その結果、市としては500万の年収を下げている痛みを伴っている形となり、更新費用の将来のことを考えると、追加の値上げが必要かもしれませんと、含みをどこかに残しておいた方が良くかもしれません。

(委員)

スライド②下の従量料金は黒で記載されていますが、前回提示いただいた金額と変更ありませんか。

(事務局)

修正では変更ありません。

(委員)

口径の大きいところは、前回提示いただいた料金案よりかなり安くなりますね。基本料金が8,000円か9,000円安くなっている。あまり安くなってもどうなのか。口径が大きいほうが得した話になるのではないのでしょうか。

(事務局)

例えば工業用ですと、基本料金分の200m³で使用しても使用しなくても、工場用であれば44,000円は基本料金としていただいております。200m³も使用しないところが何件かあったわけですが、多く使用される場所は元々200m³以上使用されておりますので、逆に、そういったところについては、31m³以上228円という料金設定になり、新たな賦課としてかかりますので、大量に使用されているところは、逆にこの8円分の差、3%分ほど加算されることとなります。

ちなみに、水を一番多く使用されているところだと、月100万円以上の水量を使用されています。

(議長)

200万円使用されているところであれば、206万円になるわけですが、大きな問題とはならないかな。パーセントで見ると目立ちますが、金額にするとそこまで大きくはないかと

思われます。

(委員)

基本料金が下がるとなると気持ちが違うと思います。

(委員)

従量料金の割り増しは、節水をお願いするしかないでしょうか。

(議長)

一般市民には大きな影響はないのではないかと思います。

影響のある方には、節水を働きかけてもらえればありがたいです。

市民向けや市の企業向けでも良いのですが、どのような説明のパンフレットを作りますか。まだ金額決まったわけじゃないですが、とても大事なことかと思えます。

(事務局)

予定では、議会に条例改正をお願いして、その後、料金改定まで半年ぐらいの間は、何らかの形で、市報に出すとか、あとはホームページに出すとかで、市民周知を図っていきたくて考えております。半年ぐらい周知期間をとりたくて考えています。

(議長)

期間は宜しいですが、説明するチラシといいますか、PDFでも良いですが、どうお作りになるのかがちょっと気になる場所ですね。そこについては、慎重に考えて作らないといけません。ちょっと書き方も間違っただけでも反発がでるだろうし、難しいのでしっかり練らないといけません。

(委員)

こういう難しい話の中で、今ある資料で説明して納得してもらうか、わかりやすいパンフレットを作成し納得してもらうか、二つに一つだと思います。

(議長)

表現の仕方によっては話が難しくなると思われます。数字に関しては、表現をうまくしないといけません。そこを間違えるとややこしい問題が起きてきます。

(委員)

他の市町村に料金体系を合わせまして、料金については、今までとほとんど変わらないですよ、このような感じだとよろしいのでは。審議会の資料を一般の方に見せても理解は得られないと思います。

(議長)

大事なものは、令和10年、20年には、県から購入している水が値上がりするため、令和11年には料金の改定を予定しておりますと、入れておかないといけません。それまでの暫定期間ではないですが、近隣の料金体系に合わせた結果、このようになります、と。

(事務局)

判りやすい内容にできるよう努力します。

(議 長)

見せ方については慎重にした方が良いでしょう。何回も擦り合わせしてやっていかないとクレームがくると思います。

他に、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

この資料の案のとおり進めていくということでいかがでしょうか。

(各委員)

はい。

(議 長)

ありがとうございます。

質疑応答は終了させていただきます。

(3) 次回開催日の確認

8月2日(水) 13:30～ 会場:水道庁舎2階研修室

(4) その他

(議 長)

本日欠席委員に対して個別に説明お願いいたします。

(委 員)

次回にチラシのひな型準備してどうですか。様々アイデアお持ちの方がいますので、意見を貰っては。

4. 閉会

(事務局)

議事進行ありがとうございました。次回の開催は先ほど決定しました通り、8月2日でございます。委員の皆様には、後日改めてご案内を送付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「南陽市上下水道審議会(第4回)」を終了いたします。

本日は、ご出席いただき誠にありがとうございました。